令和７年 12 月 26 日
国　土　交　通　省
総　合　政　策　局
不動産・建設経済局

平成 16 年国土交通省告示第 257 号の一部を改正する告示の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

１．告示の題名

平成 16 年国土交通省告示第 257 号の一部を改正する告示

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第 41 号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

４．公布日・施行日（予定）

公布：令和７年 12 月 26 日

施行：令和８年１月１日

【参照条文】

〇行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

第三十九条　（略）

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき